

- ・ 平成30年度地域別最低賃金の改定額について
- ・ 国民年金保険料の産前産後期間の免除について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

平成30年度地域別最低賃金の改定額について

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、平成30年8月10日までに答申した平成30年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめました。答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

都道府県	平成30年度 改定額	平成29年度 最低賃金額	引上げ額	発効予定年月日(※)
東京	985	958	27	平成30年10月1日
京都	882	856	26	平成30年10月1日
大阪	936	909	27	平成30年10月1日
兵庫	871	844	27	平成30年10月1日
奈良	811	786	25	平成30年10月4日
福岡	814	789	25	平成30年10月1日

(※)効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性あり



【平成30年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・改定額の全国加重平均額は874円(昨年度848円)
- ・全国加重平均額26円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降最大の引上げ
- ・最高額(東京都985円)に対する最低額(鹿児島県761円)の比率は、77.3%(昨年度は76.9%で4年連続の改善)、また引上げ額の最高(27円)と最低(24円)の差が3円に縮小(昨年度は4円)
- ・東北、中四国、九州などを中心に中央最低賃金審議会の目安額を超える引上げ額が23県(平成27年度以降最多、昨年度は4県)

国民年金保険料の産前産後期間の免除について

うちは個人経営のクリニックで、従業員には各自国民健康保険に加入してもらっています。3月に出産予定の従業員がいますが、何か利用できる制度はありますか。



①

平成31年4月から国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まります。対象は「国民年金第1号被保険者」で**出産日が平成31年2月1日以降**の方です。

申請書の提出は平成31年4月から出産予定日の6ヶ月前から提出可能、住民登録している市(区)役所・町村役場へ申請します。



②

平成31年3月に出産予定の場合、何月分の保険料から免除が適用されるのでしょうか。



③

通常、免除期間は**出産予定日又は出産日が属する月の前月から4ヶ月間(※)**です。ただ、施行日が平成31年4月ですので、**平成31年4月1日以降**に届出を提出いただき、**出産日を基準として産前産後期間が決定**されます。3月に出産した場合は、4月分・5月分の保険料が免除となります。

(※)労働基準法上の産前産後休業期間(産前6週、産後8週)とは異なります。



④

免除期間は、将来、年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われるんですね。

保険料を前納している場合は、免除期間分はどうなるのでしょうか。

必要書類等も案内してあげたいのですが何が必要ですか。



⑤

保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されますので、ご安心ください。

書類については、出産前に申請する場合は、母子健康手帳などをお持ちください。出産後に申請する場合は、出産日は市区町村で確認できるため原則不要です。

ただし、被保険者と子が別世帯の場合出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ

「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田健
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: 2018.8.20
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG